

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20402008

研究課題名(和文)

「郷約」の比較法的研究～中国、韓国、ベトナム～

研究課題名(英文)

Comparative legal studies on the “village covenant” ~ China, Korea, Vietnam~

研究代表者：

鮎京 正訓 (AIKYO MASANORI)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40126826

研究成果の概要(和文)：「郷約(きょうやく。村のおきて)」とは、中国に起源をもち、朝鮮半島、ベトナムに伝播した、村落共同体における冠婚葬祭、近隣紛争、軽微な犯罪の処罰などに関する成文化された規範を指します。本研究は、1980年代末以降のベトナムにおける郷約(きょうやく。村のおきて)の復活という現象に注目し、それを、東アジア、特に中国と韓国との比較によって、法治と村のおきて(郷約)という二元化状況を視野の中心に据え、アジアにおける伝統法の再生のプロセスを明らかにすることを目標としました。

研究成果の概要(英文)：“Village covenant” refers to written community rules regulating fellow villagers’ conducts of funeral, marriage, settlement of disputes among neighbors, and sanctions against misdemeanors, etc. It originated in China and later spread to the Korean peninsula and Vietnam. This research examined the revival of village covenants in Vietnam since the late 1980s and compared them to the village covenants existing in other parts of East Asia, particularly China and Korea. By focusing on the duality of law-based rule and rule by “village covenants”, the aim of the research was to shed some light on the latest process of restoring traditional law in Asia.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2009年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2010年度	5,700,000	1,710,000	7,410,000
総計	9,200,000	2,760,000	11,960,000

研究分野：アジア法・比較法文化論

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：郷約、比較法、法治、法改革、伝統法

1. 研究開始当初の背景

郷約研究は、各国の個別地域について、たとえばベトナムについてはすでに文化人類学(ベトナムの郷約に関する研究史を整理したものとして、宮沢千尋「ベトナム郷約—研究状況・現状・シンポの成果と課題—」、『CALE News』第9号、2003年を参照)および歴史学(たとえば、嶋尾稔「黎朝期北部

ベトナムの郷約再編に関する一史料」、『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』32号、2000年を参照)などの研究者により行われてきていますが、中国、ベトナム、韓国の郷約の比較法的研究、現代的意義の探求、アジアの他地域の伝統法との本格的な比較研究は初めての試みでした。名古屋大学は、法政国際教育協力研究センターを中心に、中国、ベトナム

ムおよび韓国の郷約に関する研究を関係国の学術機関と協力してすでに行ってきました。本研究は、これまでの研究成果をもとに、中国、ベトナム、韓国での最新の研究成果を参照しつつ、現在の各国の法改革における郷約再評価の問題について比較法的研究を行うことに独自性を有していました。そしてこれらの視点からの郷約研究は、現代の国家法との関係のなかに郷約を位置づけることにより、国家制定法の意義の確定にも寄与し、また、近代化し変容するアジアの社会の安定において、郷約などの伝統法と、国家制定法である近代法とが補完的機能を果たすことを明らかにするという独自の学問的位置づけを持っていました。

2. 研究の目的

「郷約（きょうやく。村のおきて）」とは、中国に起源をもち、朝鮮半島、ベトナムに伝播した、村落共同体における冠婚葬祭、近隣紛争、軽微な犯罪の処罰などに関する成文化された規範を指します。これまでに行われた郷約研究では、仁井田陞による中国法研究が特筆すべきものであり、また仁井田の研究の中では朝鮮半島およびベトナムの郷約についても言及がなされています。しかし、とくにベトナムにおける郷約についての法学研究者による研究は依然として乏しいのが現状です。1980年代末頃から、ベトナムにおける郷約復活という新しい現象が目撃すべきものとなってきています。この現象は、ドイモイ（刷新）政策下における「法治国家」の確立という政策と並行して現れているものであり、それは国家法による「法治」と、村落共同体における「おきて」とが同時に進行するという法の二元化状況を示しています。したがって現在、旧来の郷約研究とは異なる、郷約の現代的な位置づけを明らかにする研究、また郷約を有する東アジア三カ国においてそれぞれ異なる郷約の村落共同体への意義を明らかにする研究が重要となってきていました。本研究は、これら三カ国の「法治」といわれるものを社会の現実から考察するという点において学問的に重要であり、また、現在、日本政府が進めている日本のアジア諸国一特に、ベトナム・中国などへの法整備支援といった国際協力の実際的な場面（すなわち、法整備支援による制定法が社会に定着するメカニズムの究明）においてもきわめて有益でした。そこで本研究においては、法治と村のおきて（郷約）という二元化状況を視野の中心に据え、アジアにおける伝統法の再生のプロセスを明らかにすることを目標としました。そのための研究作業として、第一に、中国、韓国、ベトナムに存在する成文化された郷約自体の収集を行いました。第

二に、中国、韓国、ベトナムの法改革における郷約の再評価という現象から、郷約の現代的な位置づけを明らかにしました。そして、第三に、郷約を有する東アジア三カ国においてそれぞれ異なる郷約の村落共同体への意義を明らかにすることにより、現代社会において伝統法が担う役割の相違を解明しました。

3. 研究の方法

すでに述べたように、郷約研究は、「法治国家」との関わりにおいて新たな現代的側面を持つに至っています。本研究は、中国法及びベトナム法、ならびに韓国政治・法思想論の専門研究者を中心とし、現地の法学研究者と協力することにより、各国での最新の研究成果を参照しつつ、現在の各国の法改革における郷約再評価の問題について比較法的研究を行うことに独自性を有していました。そして、本研究の意義は、国際協力に関わる実証的意義と学術的重要性の結合にあります。この研究を行うことにより、急速に変化するアジア法の基層部分を学術的に明らかにすると同時に、国家制定法と郷約など非公式法、あるいは公的司法過程と非公的紛争解決過程の補完的運用こそが、アジア地域の社会の安定にとって有用であることを明らかにしました。

4. 研究成果

平成20年度には、郷約の比較法的研究に関する基礎的資料収集および方法論の確立のためのワークショップを開催し、郷約の比較法的研究に関する技術的および理論的方法論の確立に関する研究を行いました。技術的側面に関しては、すでに名古屋大学の行っている法律情報データベースに関する研究と連携し、郷約の分類方法、翻訳、データベース化に関する研究を行いました。理論的な方法論としては、国家法と郷約の相互関係を明らかにする研究を行い、また、研究成果を高めるため、日本において郷約研究に携わる文化人類学、開発学、法情報学などの研究者の参加を得、また、現地の研究者と協力して、ワークショップを開催しました。

平成21年度には、多元化、グローバル化する社会における郷約のあり方を研究主題としました。そして、郷約は、共同体の内部的な一体性・等質性と、外部に対する共同体の固有性をその存在基盤としていること、したがって、現代社会の郷約は、内においては社会構造および価値観の著しい多元化、そして外においては、社会諸制度の均一化・平準化を要求するグローバル化という現象に直面

していることを明らかにしました。このような状況において現代の郷約がもつ意義と役割についての研究を行い、とりわけ、第一に、環境、労働、知的財産などの現代的な紛争解決について、公的司法制度、ADR、法律扶助の側面において郷約がどのような意義を有しているか、そして第二に、地域経済開発において郷約はいかなる役割を果たすかについての研究を中心に行いました。

平成 22 年度は、ベトナム、中国、韓国の郷約に関する比較法的研究を、「郷約の担い手」論を中心に考察しました。

その結果、第 1 に、郷約は、歴史の中での社会的文脈によって大きくその性格を変えていくものであることが明らかとなりました。本研究では、村の自立性が強調された時代と、中央政府による統制が強化された時代を比較し、郷約が各々の歴史の中でもつ意義を明らかにしました。

第 2 に、郷約を制定した際の構成メンバーはだれか、そしてリーダーはだれか、という構成員の変化に着目していく視点を明らかにしました。例えば、韓国の郷約についていえば、両班(ヤンバン)だけか、あるいは、非両班の一般の庶民も郷約のメンバーになっているか、などの検討により、郷約の性格が変化していくことを明らかにしました。

第 3 には、郷約と儒教の関連についてですが、一般に儒教は郷約に大きな影響を与えてきましたが、個々の指導者の思想により、郷約の中に、儒教的な教えだけではなく、地域自治の伝統的な考えがどのように取り入れられていったのかをめぐると実証的な研究の重要性を解明しました。

この 3 年間の研究を通じて、当初の研究目的である、国家法と伝統法をめぐると補完的な機能を、実証的に明らかにすることができました。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

- ① 鮎京正訓、大学による法整備支援一人材育成と比較法学の課題一、法律時報、査読無、82 巻 1 号 (通巻 1017 号)、2010、17-21
- ② 鮎京正訓、韓国の郷約研究にふれて、CALE NEWS、査読無、30 号、2010、14-15
- ③ 鮎京正訓、名古屋大学と法整備支援事業、

ジュリスト、査読無、1358 号、2008、17-15

- ④ 鮎京正訓、開発援助と民主主義・人権—法整備支援の新しい課題、法律時報、査読無、増刊、2008、271-278
- ⑤ 宇田川幸則、中国における精神損害賠償法の今日的位相、社会体制と法、査読無、第 9 号、2008、26-39
- ⑥ 姜東局、東アジアの観点から見た安重根の東洋平和論、2008 年度韓国政治学会秋季学術会議資料集、査読無、2008、9-35

[学会発表] (計 12 件)

- ① 鮎京正訓、「郷約」と刷新、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011 年 2 月 19 日、名古屋大学 (名古屋市)
- ② 姜東局、近代における郷約の再政治化：華西学派の思想と実践を中心に、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011 年 2 月 19 日、名古屋大学 (名古屋市)
- ③ Jian-Hui Dong (董建輝)、中国の伝統的な郷約の属性、機能およびその近代的な変化、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011 年 2 月 19 日、名古屋大学 (名古屋市)
- ④ Hyo Jong Lee (李孝鍾)、全羅道 泰仁県 古峯洞における郷約の施行と変遷、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011 年 2 月 19 日、名古屋大学 (名古屋市)
- ⑤ Geung Sik Jung (鄭肯植)、朝鮮時代の郷約の罰則に関する考察—慶尚道を中心として—、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011 年 2 月 19 日、名古屋大学 (名古屋市)
- ⑥ Dao Tri Uc、ベトナムの法治主義確立における新しい「郷約」(HUONG UOC：村の規約)とその役割、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011 年 2 月 19 日、名古屋大学 (名古屋市)
- ⑦ Nguyen Anh Duc、ベトナムの古代「郷約

(HUONG UOC)」(村の契約)、国際シンポジウム「郷約と近代化：中国、韓国、ベトナム」の比較研究、2011年2月19日、名古屋大学（名古屋市）

- ⑧ 姜東局、韓国におけるアジア主義とナショナリズム：相関関係の形成と持続、日本国際政治学会研究大会「部会7：アジア主義の比較—歴史的文脈と現実的意味」、2008年10月25日、つくば国際会議場（つくば市）
- ⑨ 姜東局、The Concepts of Heaven and God in East Asia in the 19th century: Comparative research on the cases of Taiping rebellion and Donghak、Conference on Conceptual History: Global-Historical Diffusion of Western Concepts and the Transformation of Northeast Asian Regional Order、2008年9月18日、Seoul National University
- ⑩ 宇田川幸則、日本における現代中国法研究の現状と課題、郷約に関するワークショップ、2008年9月18日、19日、全北大学東北アジア法研究所（韓国全州）
- ⑪ 宇田川幸則、アジア共通法の可能性、日韓共同セミナー「法の越境と文化の越境」、2008年7月31日、名古屋大学（名古屋市）
- ⑫ 鮎京正訓、名古屋大学とアジア法整備支援事業研究、日韓共同セミナー「法の越境と文化の越境」、2008年7月31日、名古屋大学（名古屋市）

[図書] (計2件)

- ① 鮎京正訓、名古屋大学出版会、法整備支援とは何か、2011、pp342
- ② 鮎京正訓、名古屋大学出版会、アジア法ガイドブック、2009、pp433

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鮎京 正訓 (AIKYO MASANORI)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40126826

(2) 研究分担者

宇田川 幸則 (UDAGAWA YUKINORI)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80298835

姜 東局 (KANG DONGKOOK)
名古屋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：80402387

(3) 連携研究者 なし